

# 堂本県政 問われる大規模公共事業への姿勢

堂本知事は 2001 年に東京湾・三番瀬埋立計画の白紙撤回を公約に当選しました。しかし、その後、三番瀬円卓会議が提言した保全利用条例の制定やラムサール条約登録に消極的姿勢を示す一方、三番瀬を埋め立てる第 2 湾岸道路事業計画(事業費 1 兆円とも言われる)の推進を表明しています。これは三番瀬埋め立て「ノー」を選択した県民への公約違反です。

堂本知事の 2001 年からの 7 年間で県の借金は 3 割、5800 億円増え、国が行う大規模公共事業の県負担分は今後 10 年間で 1800 億円にも上ります。確かに県立病院への女性外来の設置や DV 対策、障がい者差別禁止条例など前進した部分もありますが、肝心の大規模公共事業の前では「生物多様性の尊重」もなりをひそめ、事業の科学的な評価も不十分です。こうした姿勢を質しました。

(知事答弁)三番瀬については関係者の合意を第一に取り組んでいる。県の経済的活性化のためには高規格道路も福祉や医療も両方やっていかなければならない。

## なぜ66億円を払うのか?!

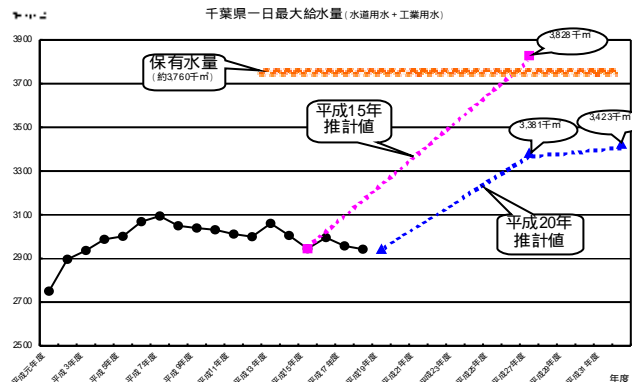
### 三番瀬漁業補償の損害賠償調停案を自公民が可決

三番瀬漁業補償問題に係る損害賠償債務として 2 つの漁協に対し、あわせて 66 億円を県が調停に応じて支払う議案が自民、公明、民主の賛成多数で可決されました。議会質疑の中で、賠償を求める漁協の主張について、県として何ら検証していないこと、調停委員会は、調停額の内訳を何一つ示していないこと、違法性のある「3 者合意」にかかわった当事者(県、漁協、金融機関)の責任の所在について、調停の場では一切話し合われていないこと、が明らかになりました。

つまり、予算計上にあたって県は地方財政法に定める合理的な算定根拠を示すことはできませんでした。本調停案に賛成することは、執行機関への監視機能を発揮し、県民に直接説明責任を負うという議会の役割を放棄したものと見えます。

# 県の長期水需給予測からも ハツ場ダム事業は不要!

熊本県の蒲島知事は 9 月、ダムによらない治水対策を追求するとして川辺川ダム計画の白紙撤回を表明しました。また県が新たに見直した「千葉県の長期水需給」によれば、ハツ場ダムで得る水量の 2 倍の下方修正をしました。そこで、ハツ場ダムに参画する意義はなくなったことについての見解と堂本知事にハツ場ダム建設現場に行くことを求めました。



(知事答弁)担当部局から報告を受けており、私としては、十分な、必要な情報は得ている。  
(副知事答弁)近年の少雨化傾向を考慮した場合、ハツ場ダムを含めて必要だと判断している。

## 不透明な「総合評価入札方式」は 官製談合の危険性

価格だけでなく技術点なども含めて落札業者を決定する総合評価方式が広がりつつあります。ところがこの審査結果の詳細が開示されないことから、今年 8 月の全国市民オンブズマン千葉大会で、官製談合の温床となる危険性が指摘されました。千葉県の建設工事でも昨年度最低価格を提示した業者が落札しなかったケースが 17 件で、最低価格と落札価格の差の合計は約 9000 万円でした。9 月議会でも、代表質問で技術点評価の公表を求めるとともに、「逆転落札」の 2 議案について、その不透明性故に反対しました。

# ～県立高校中途退学問題～

## 小中学校段階の改善と 学校の実状に応じた支援を!

千葉の県立高校の中途退学者数は年間 2400 人～2700 人(H14～18 年度)で、退学率は 2.5～2.6%です。退学率が 10%を超える学校の一つを訪問した折、その背景に、生徒が小中学校段階で学習につまずき、集中・持続ができないこと、家庭の教育力不足や経済面での不安定さなどがあるという話を伺いました。

そこで、小中学校段階の改善を求めた千葉県検証改善委員会の「3つの提言」(経済的に恵まれない地域、非通塾の生徒の多い学校、学力の低い層への行財政支援)への取り組みと、学校の求めに応じてスクール・カウンセラーの常駐化などを行うよう求めました。

(県教育長答弁)検証改善委員会が独自に分析した対応とともに学校・家庭・地域が連携した取り組みが重要だ。様々な学力向上施策を積極的に推進し、各学校の実状を十分に把握しながら学校全体できめ細かな教育相談体制が充実できるよう心掛けたい。

## 自主退学の強要になりかねない 「特別指導」の実態の把握を!

生徒がいわゆる問題行動を起こした場合、各県立高校では「内規」に基づき「特別指導」が行われています。H18 年度はこの特別指導により、自主退学 190 件、自宅謹慎 1787 件、学校内謹慎 575 件があったといえます。ところが、ある学校ではこの特別指導で「自主退学の強要」が行われたという訴えが保護者の方よりありました。しかし、特別指導内容のみならず各学校で定めている内規について県教委は一切把握していないといえます。そこで、各学校の内規と特別指導の実態を県教委としてしっかり把握するよう求めました。

(県教育長答弁)各学校では実情に合わせた適切な指導を行っているものと認識している。